

事 務 連 絡
平成23年12月16日

所 属 長 様

会計管理局総務事務センター課長

旅費システムの経路選択区間の追加について

旅費システムで使用している経路選択区間について、平成24年1月4日以降、以下の区間を追加しますのでお知らせします。

記

追加区間

- 1 「四万十市安並⇄四万十町大正」間のうち黒潮町川奥〈経由地〉を経由するルート



2 「土佐町・本山町⇄いの町」間のうち、いの町下八川〈経由地〉を経由するルート



○その他の経路選択区間と入力方法

旅費事務の手引き 公共有 P7～9 公共無 P8～10 に掲載

「経路選択可能区間」とは

自家用車を利用する場合の経路の判断は、路程検索システム（以下、GIS）で行いますが、認められた「経路選択可能区間」を通行する場合には、GISの表示ルートとは異なるルートについても合理的と考えられるため、経路の選択を行うことができる区間です。